

令和7年度町内の保育所（園）への入所（園）のしおり

1 申込を受付する保育所（園）

小坂町に住民登録されている方は、以下の町内保育所以外への入所を希望する場合も町教育委員会で申込みを受け付けします。

保育所名	小坂マリア園(私立)
所在地	小坂字上前田(T E L 29-3222)
定員	80人
開所時間	午前7時～午後7時
対象	0～5歳
保育料	年齢に関わらず第1子から無料

2 保育所へ入園できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

1. 児童の親が就労しているため、その児童の保育ができない場合
2. 母親が出産の前後で、その児童の保育ができない場合
3. 児童の親が病気、負傷、心身に障害があるため保育ができない場合
4. その児童の家庭に長期の病人や心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護に当たっており、その児童の保育ができない場合
5. 火災、災害等で家屋を失い、または破損したため、復旧の間保育ができない場合
6. 児童の親が就職を希望し求職活動を行う場合
7. 児童の親が日中就学等で保育することが出来ない場合
8. DV等、特別の支援を必要とすると判断された場合
9. 1～9のほか、明らかにその児童の保育が必要と町長が認めた場合

※入所可否や優先順位は、保育所入所判定実施基準により決定します。

利用調整、入所審査を経て、児童の健康診断・面接などを行い、入所の承諾となります。

3 保育所利用料、副食費について

保育所利用料は、児童の年齢と保護者の町民税所得割額の合算で算定します。世帯の状況によっては、同居の祖父母の税額で算定する場合があります。算定期間は、8月までは前年度の税額で算定し、9月以降は当年度の税額で算定します。

町では、児童の年齢に関わらず、第1子から保育所利用料が無料です。3～5歳児クラスの副食費については、町が全額助成を行っています。

4 入所申込について

申込必要書類

【全員提出する書類】

- 1 教育・保育給付認定申請書 兼 現況届 兼 保育所等利用申込書 児童1人につき1枚
- 2 すこやか子育て支援事業助成申請書 児童1人につき1枚
- 3 個人番号(マイナンバー)申告書 1枚(児童2人以上の場合は1枚にまとめてください)

※申請者の個人番号確認書類のコピー、本人確認書類のコピーを貼付

4 保護者、世帯員の状況を確認する書類（次のいずれかを提出してください）

- ・就労証明書 ⇒ 就労している方
- ・申立書と添付書類 ⇒ 就労以外の方（求職活動、就学、妊娠・出産等）

※ 保護者以外に、同居している65歳未満の祖父母等も提出が必要です。

【父母、きょうだいに障害のある方がいる場合】

- ・障害者手帳の写し

申込受付場所

◇小坂町教育委員会 総務班（セパーム事務室内）

※提出書類は封筒に入れ、封をして提出してください。

申込受付期間

申込受付は令和6年10月10日(木)から令和6年10月31日(木)までとなります。

※入所申込書提出後は、小坂町における入所判定審査を経て、令和7年2月中に児童の健康診断・面接、3月中に承諾書を送付、4月上旬に保育所利用料等について通知する予定です。

※年度途中の受付は、入所希望月の前々月25日までです。（例：6月入所の場合、4月25日まで）入所日は各月1日からとなります。また、入所可否や優先順位は保育所入所判定実施基準に基づき決定し、健康診断・面接などを経て承諾となります。

ご 注 意 く だ さ い

- ◇ 住所、氏名、家族の状況、勤務先等が変わった場合は、速やかに保育所(園)へ届け出てください。
- ◇ 保育の実施にあたっては、児童と同居している親族などが十分に児童を保育できない家庭を対象としています。退職などにより保育が可能となった方がいる場合は、保育の実施解除(退所)となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇ 父母等が求職中を理由に入所させる場合は、入所期間が原則3か月間の限定入所となります。なお、その間に就労した場合は、入所期間を延長することができます。
- ◇ 修正申告等により税額が変更になった場合は小坂町教育委員会総務班へ連絡してください。

お問い合わせ 小坂町教育委員会 総務班 電話：0186-29-2342